

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務委託
公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

本業務は、府内全域の水道事業の方向性を示した「京都水道グランドデザイン（以下「GD」という。）」で設定する北部圏域の水道事業等において、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）に基づき、官民連携手法の導入可能性について調査を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務

(2) 業務内容

「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 見積限度額

検討会を構成する事業者（以下「事業者」という。）の予算額等に基づき事業者毎に設定する。事業者毎の限度額については、別紙2「見積限度額について」に記載する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (4) 各事業者から指名停止を現に受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(ア) 親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての職員をいう。以下同じ。）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき

イ 暴力団又は暴力団員が経営に関与していると認められるとき

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者

ク 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(9) 本調達に係る業務内容に関して、公認会計士のサポートを受けられる体制を現に有している又は業務開始までにその体制を整えること。

5 参加手続

(1) 本プロポーザル担当事業体及び問い合わせ先

京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化あり方検討会事務局

〒623-0005 京都府綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部 上水道課 管理担当

電話番号：0773-42-1815

ファクシミリ番号：0773-42-1817

e-mail：jyosuido@city.ayabe.lg.jp

(2) 募集要領等の公示

ア 公示期間

令和8年4月20日(月)～5月18日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 公示場所及び受付場所

上記(1)で配布するほか、綾部市ホームページからダウンロードできる。

6 質疑・回答

(1) 受付期間

公示開始日～令和8年5月12日(火)正午必着

(2) 質疑方法

郵便、FAX 又は電子メールにより提出すること

(3) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「【京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務に関する質疑】
会社名」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メール
アドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

エ 必ず電話等で送信した旨を伝え、提出先に着信したことを確認すること。

オ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(4) 提出先

「5 参加手続(1)」のとおり

(5) 回答日時

令和8年5月14日(木)

(6) 回答方法

質問への回答は綾部市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 提出書類

(1) 提出書類

参加者は、本要領等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

なお、提出期限内に提出がない場合は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 参加表明書(様式1)

イ 企画提案書

ウ 価格見積書(様式2)

エ 誓約書（様式3）

オ 各事業体に入札参加申請をしていない者については、上記ア～エの書類に加え、下記の書類も各1部提出すること。なお、申請している者については、参加表明書『2.入札参加資格』の『あり』を丸で囲むこととし、提出は不要である。

（ア）完納証明書

- a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
- b 支店、営業所等が各事業体に存する場合には各事業体税分（各事業体発行）
- c 消費税及び地方消費税分（税務署発行）

※a及びbは直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。

（イ）委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合）

※なお、各証明書については、発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可とする。

カ 使用印鑑届

キ 共同企業体で参加の場合

- （ア）共同企業体届出書
- （イ）共同企業体協定書
- （ウ）委任状

ク 参加者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

（ア）法人登記簿謄本

※発行日から3ヶ月以内のもの（コピー可）”

（イ）法人定款

ケ 参加者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

（ア）団体の規約

（イ）役員一覧

コ 「府内企業」の評価項目で「上記以外で府内在住者を雇用」の2点の評価を希望する場合は、当該事業で雇用する府内在住者（新規・継続ともに、派遣、アルバイト等含む、予定含む）の内容を申告するものとする。（任意様式）なお、事業遂行後に実績報告を求める。（評価内容に影響を及ぼす変更は認めない。）

（2）企画提案書等の作成方法

別紙1「企画提案書等作成要領」のとおり。

(3) 提出書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。
- イ 提出された企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- オ 各事業者が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- カ 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

(4) 提出期限

令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 5 時まで（必着）

(5) 提出方法

郵送に限る。なお、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については参加者のリスク負担とする。

(6) 提出先

「5 参加手続（1）」のとおり

(7) 資格確認通知

提出書類を受理したものに対して、申込書記載の電子メールアドレス宛て通知する。

8 審査方法

本要領等に基づき提出された企画提案書等について、審査会が審査する。

(1) 評価基準

別添「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングは令和 8 年 5 月 21 日（木）及び令和 8 年 5 月 22 日（金）とし、実施場所等の詳細については参加資格を有する者に別途通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施時間は約 60 分とし、以下の時間配分で行う。

- (i) 準備 5 分
- (ii) プレゼンテーション 30 分
- (iii) 質疑応答 20 分
- (iv) 片付け 5 分

既定の時間を経過した場合は、直ちに終了する。ただし、質疑応答については持ち時間を延長する場合がある。

(3) 評価方法

企画提案書等について、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(2)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格見積書を再作成し、再提出された価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

9 審査結果の通知・公表

参加者全員に審査結果を通知する。また、審査結果通知日に、下記項目について、綾部市ホームページで公表する。

(1) 最優秀提案者等の名称、総合点及び選定理由

(2) 前項以外の参加者の名称及び総合点

10 情報公開及び提供

検討会及び各事業体は、参加者から提出された企画提案書等について、検討会事務局である綾部市情報公開条例の規程による請求に基づき、第三者に開示することができる。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルにおいて、影響がでる恐れがある情報については審査結果通知後の開示とする。

11 契約手続

(1) 契約の締結

審査会が、最優秀提案者等を選定した後、事業体毎に、委託内容等について協議を行い、当該業務仕様書を作成するものとする。その仕様書に基づく見積書を徴収し、各事業体において、随意契約の方法により契約を締結する。

また、各事業体の契約候補者となった者と合意に至らない場合は、次点の候補者と協議の上、契約するものとする。

(2) 契約保証金

舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、綾部市及び京都府については免除とする。

与謝野町については、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、過去2年間に町、国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上で

ある契約（公共工事を除く。）を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 検査

業務が完了したときは成果物を納品し、業務完了届を提出すること。業務完了検査は、各事業体の定めるところによる。

(4) 支払い

支払いの手続きは、各事業体の定めるところによる。

(5) 辞退

選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次点の者を候補者とする。

(6) 委託業務の継続が困難になった場合の措置

ア 受託者の責めに帰すべき事由による場合

受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、当局は契約の取消しをすることができる。この場合、委託業務に係る費用については、受託者の負担とする。

イ その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等、受託者の責めに帰すことができない事由により、委託業務の継続が困難となった場合は、委託業務の継続の可否等について、各事業体と受託者とで協議することとする。

12 その他

(1) 参加表明書等の提出後、都合により本プロポーザルを辞退することになった場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を「5 参加手続（1）」あてに提出すること。

(2) 企画提案書等の作成、提出及び審査等に要する経費は、参加者の負担とする。

(3) 企画提案書等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(4) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。

(5) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 本要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積価格が、「3 見積限度額」に基づく額を超過した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 本プロポーザル関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ク その他、審査結果等に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(6) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該書類等を作成した参加者に帰属するものとする。
また、企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、検討会及び各事業体が必要と認める場合、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

- (7) 参加者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。